



NAKAMURA & PARTNERS

PATENT TRADEMARK & LEGAL AFFAIRS

中村合同特許法律事務所

〔オーバーヘッドホイスト搬送車〕事件

平成27年5月27日、平成26年(行ケ)第10149号

審決取消請求事件(拒絶審決⇒取消)

(関連判決)

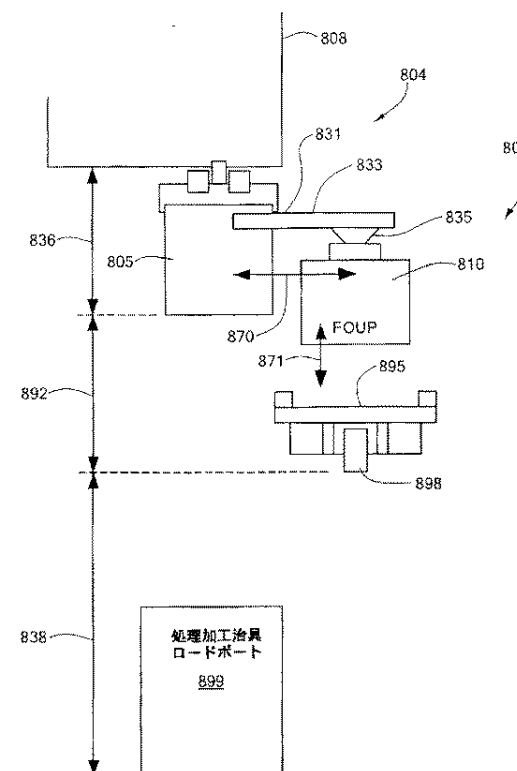
H27.5.27 平成26年(行ケ)第10150号(拒絶審決⇒取消)

H27.7.9 平成26年(行ケ)第10237号(無効審決⇒取消)

平成27年10月26日(月)

中村合同特許法律事務所

弁護士・弁理士 高石秀樹





目次

第1. 本件発明(特開2011-166176)

1. 参考写真(原告:特許出願人のHPから引用)
2. 特許請求の範囲(訂正後の【請求項1】)
3. 本件明細書【図6】(分割出願の根拠となった図面)に基づく説明

第2. 拒絶審決(不服2013-7294)⇒進歩性欠如

1. 主引用例(甲2)
2. 副引用例(甲1)
3. 容易想到性の論理付け ⇒ 「揺動棚を固定すれば、搬送車からの水平移動は容易想到」

第3. 原告主張の審決取消理由(「容易想到性の判断」～主引用例(甲2)の技術的意義)

1. 結論⇒拒絶審決の「揺動棚を固定すれば、…」という前提自体が、容易想到でない。
2. 主引用例(甲2)の技術的意義(単一の移載手段で兼用することで、一層の構成の簡素化を図った発明)
3. その他(①「二者択一論」の論破、②甲2発明の“2段階”簡素化、③甲2を引用例とした別件判決の指摘)

第4. 平成26年(行ケ)第10149号判決の抜粋(知財高裁第1部) ⇒ 原告主張と概ね同じ。(別件判決は言及なし。) (同日の平成26年(行ケ)第10150号判決も、同じ論理、結論。)

【参考】平成26年(行ケ)第10237号判決 ⇒ 知財高裁第2部に係属。略同じ論理、結論。
(調査官が、先行2件と同一人物であった。)

第1. 本件発明(特開2011-166176)

1. 参考写真(原告:特許出願人のHPから引用 <https://www.muratec.jp/cfa/products/>)



- 原告製品のオーバーヘッドホイスト搬送車
- 数字が記載された黒色の箱が、仕掛品を収納するカセットポッド
- カセットポッドをレール真下のロードポートに下降させるのみならず、水平移動した後に下降することにより、カセットポッドを固定棚に対し下降させることも可能である。(「04」のカセットポッド参照。)

第1. 本件発明(特開2011-166176)

2. 特許請求の範囲(訂正後の【請求項1】)

オーバーヘッドホイストを搭載したオーバーヘッドホイスト搬送車であって、

前記オーバーヘッドホイストは、移動ステージ及びこの移動ステージの下方に取り付けられカセットポッドを把持するホイスト把持部を有し、

前記オーバーヘッドホイスト搬送車は、所定経路を画定する懸架軌道に沿って吊り下げられて移動し、且つ、前記オーバーヘッドホイストを前記懸架軌道よりも下方位置に搭載し、

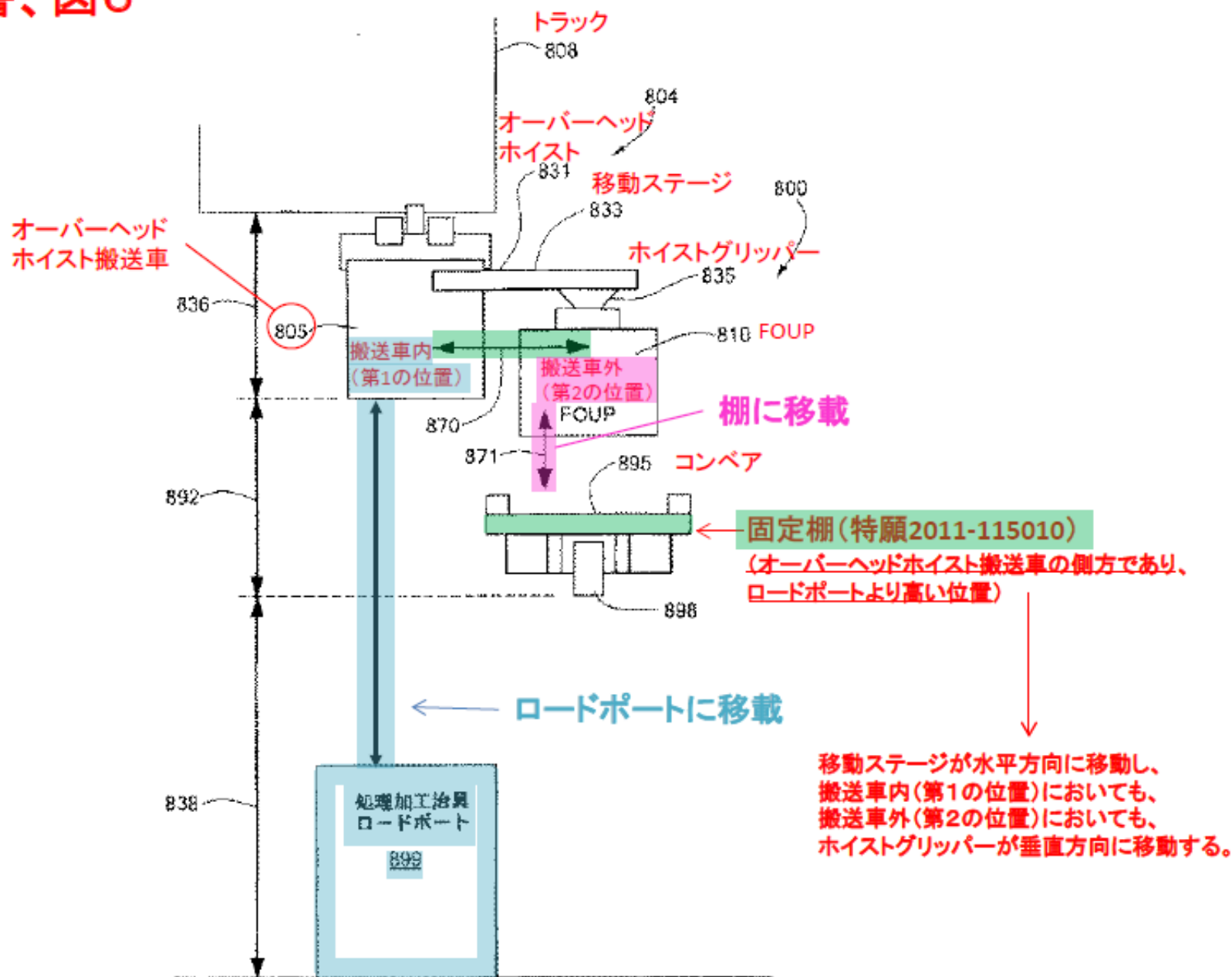
前記移動ステージは、前記ホイスト把持部に把持されたカセットポッドの全部が前記オーバーヘッドホイスト搬送車の外に位置するように前記ホイスト把持部を水平方向に移動させ、且つ、その全部が前記オーバーヘッドホイスト搬送車の外に位置するカセットポッドを前記ホイスト把持部により把持可能なように前記ホイスト把持部を水平方向に移動させ、

前記オーバーヘッドホイストのホイスト把持部が、前記オーバーヘッドホイスト搬送車のいずれかの側方において、カセットポッドが配置された又は配置される固定棚の上方へ直接到達し、

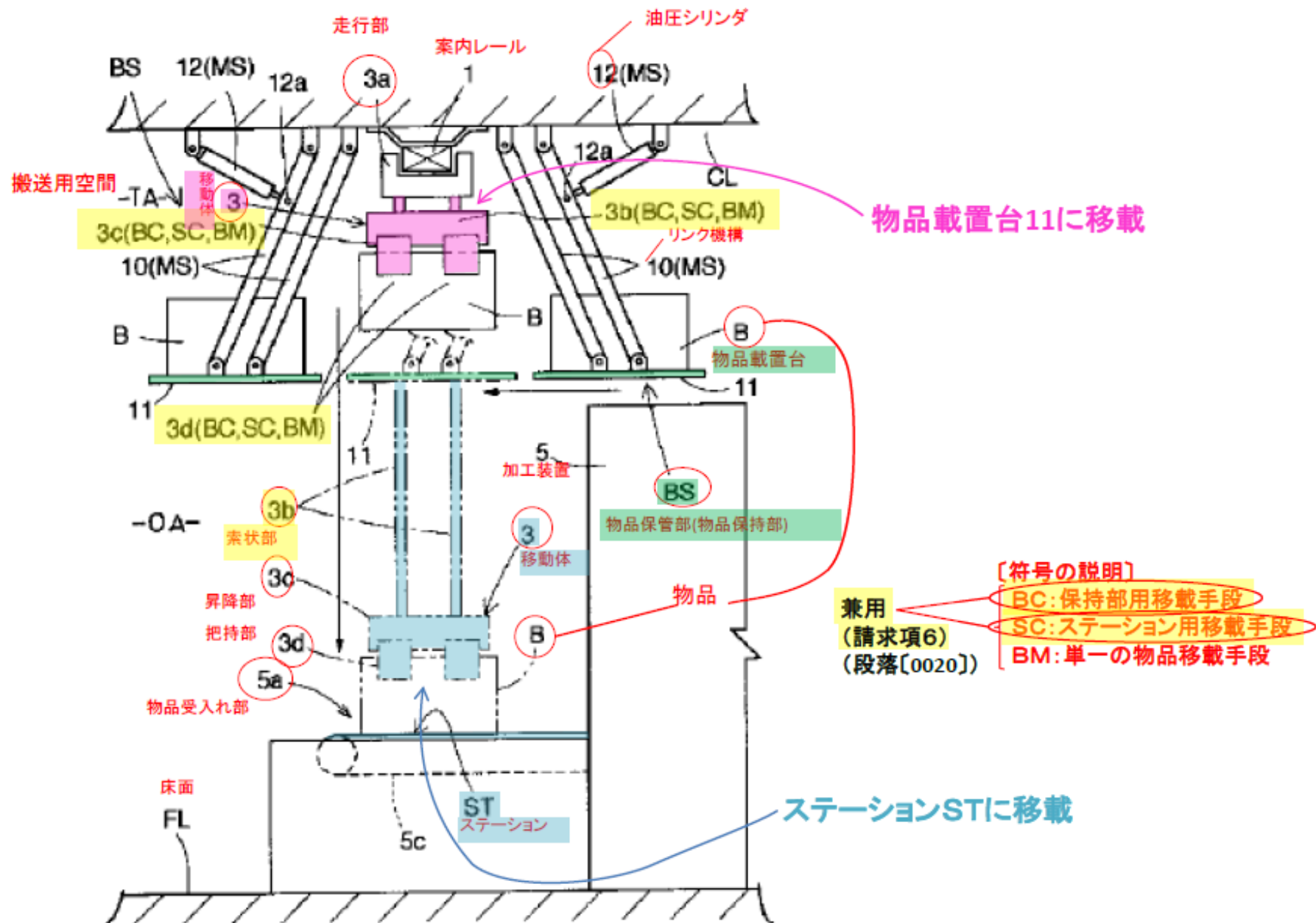
前記移動ステージは、前記ホイスト把持部を、前記ホイスト把持部に把持されたカセットポッドの全部がオーバーヘッドホイスト搬送車内に位置する第1の位置からこの第1の位置よりも水平方向に遠く且つ前記ホイスト把持部に把持されたカセットポッドの全部がオーバーヘッドホイスト搬送車の外に位置する第2の位置へ水平方向に移動させるように設定され、前記ホイスト把持部は、前記第1の位置から前記オーバーヘッドホイスト搬送車の真下に位置する処理加工治具ロードポートへ下降してカセットポッドを取り上げ又は配置し、且つ、第2の位置へ移動した後に第2の位置から前記処理加工治具ロードポートより高い位置にある前記固定棚へ下降してカセットポッドを取り上げ又は配置するオーバーヘッドホイスト搬送車。

第1.3 本件明細書【図6】(分割出願の根拠)に基づく説明

本件明細書、図6

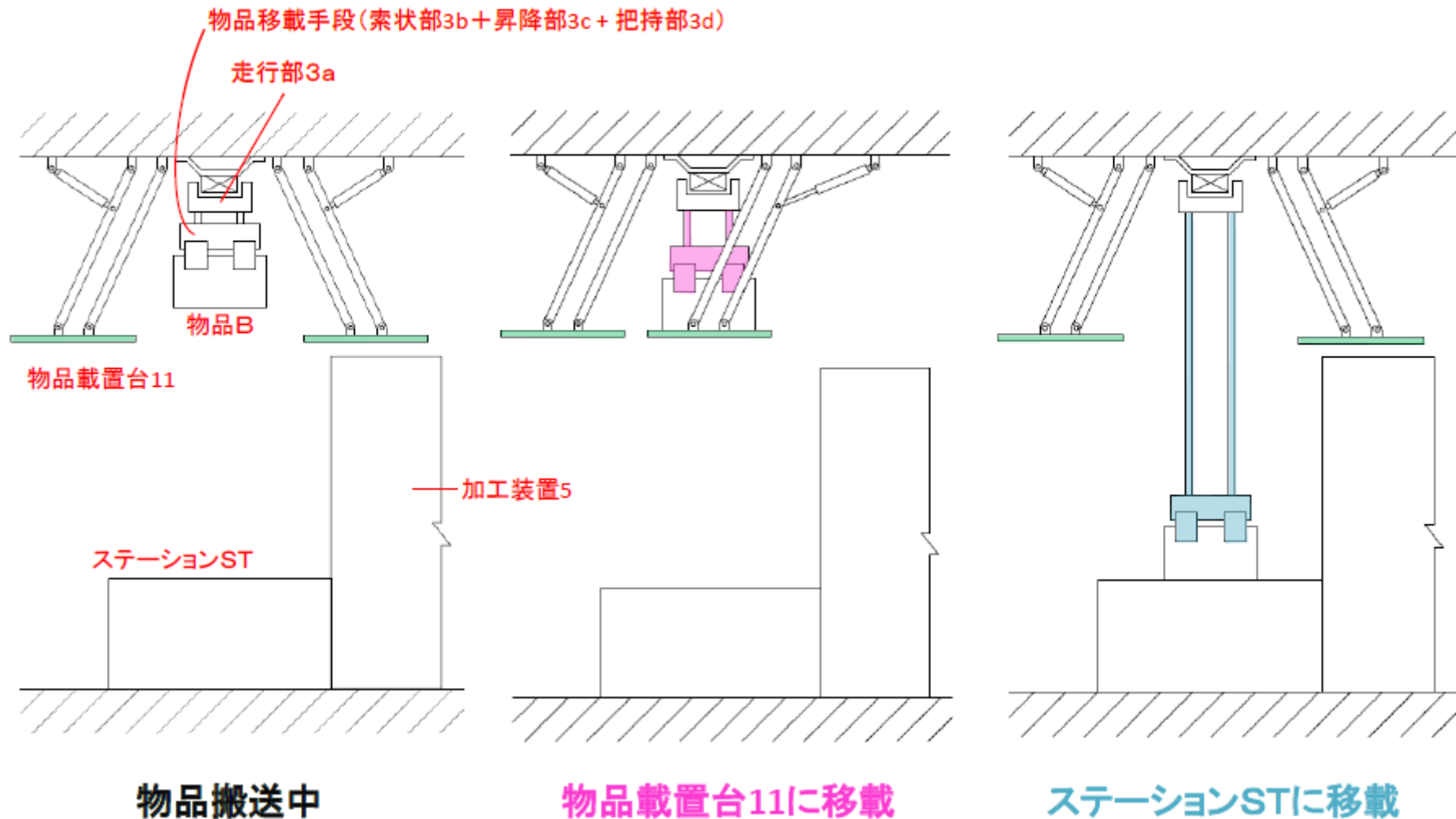


第2. 1 拒絶審決(不服2013-7294)の主引例(甲2)
甲第2号証、図1及び図3:垂直移動タイプ①～水平揺動棚(甲2発明)



第2. 1 拒絶審決(不服2013－7294)の主引例(甲2)

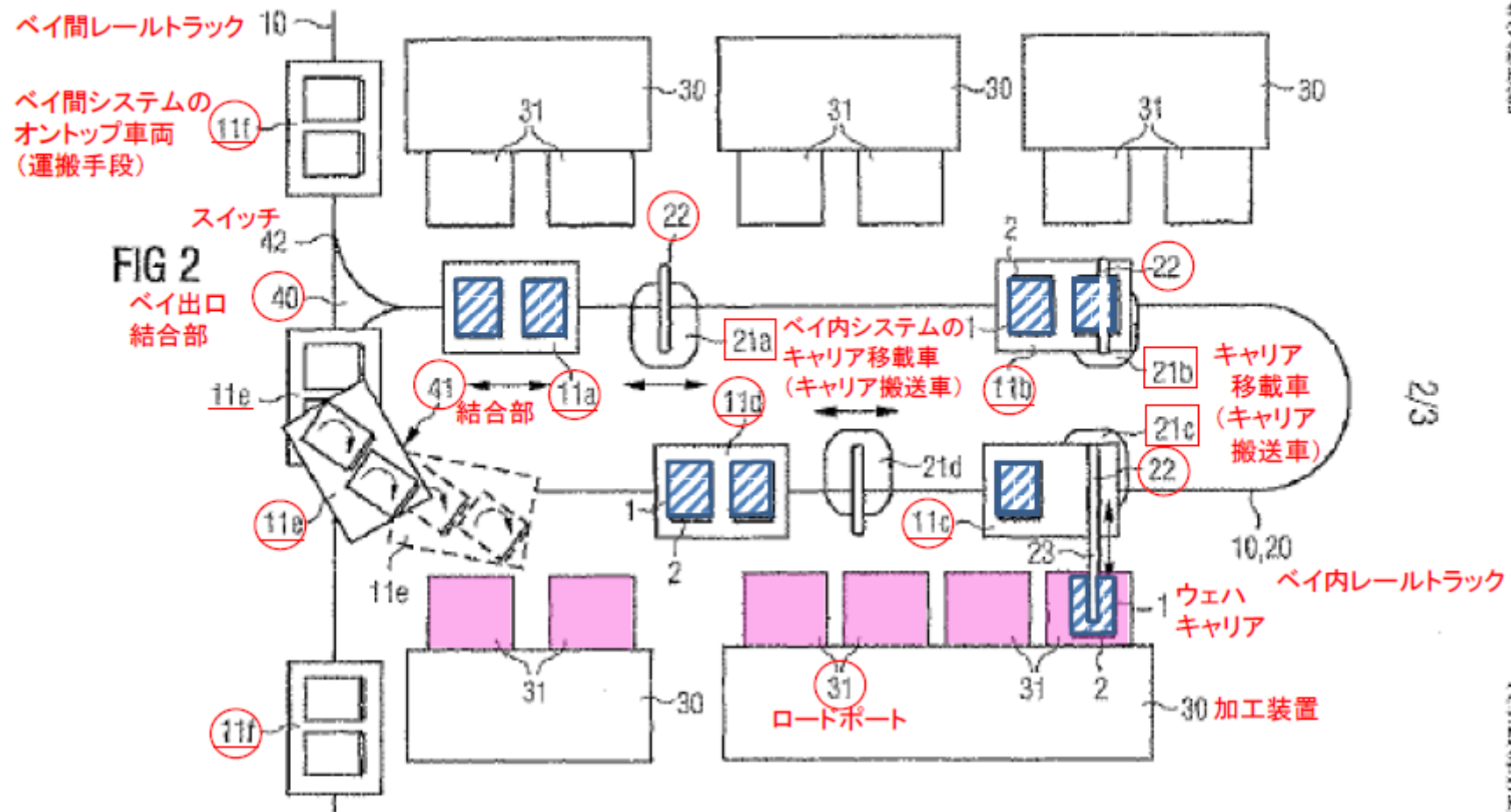
甲第2号証、図1の説明:垂直移動タイプ①～水平揺動棚(甲2発明)



第2. 2 拒絶審決(不服2013-7294)の副引用例(甲1)

⇒地上を走行し、横のロードポートに移載する。

甲第1号証、FIG 2



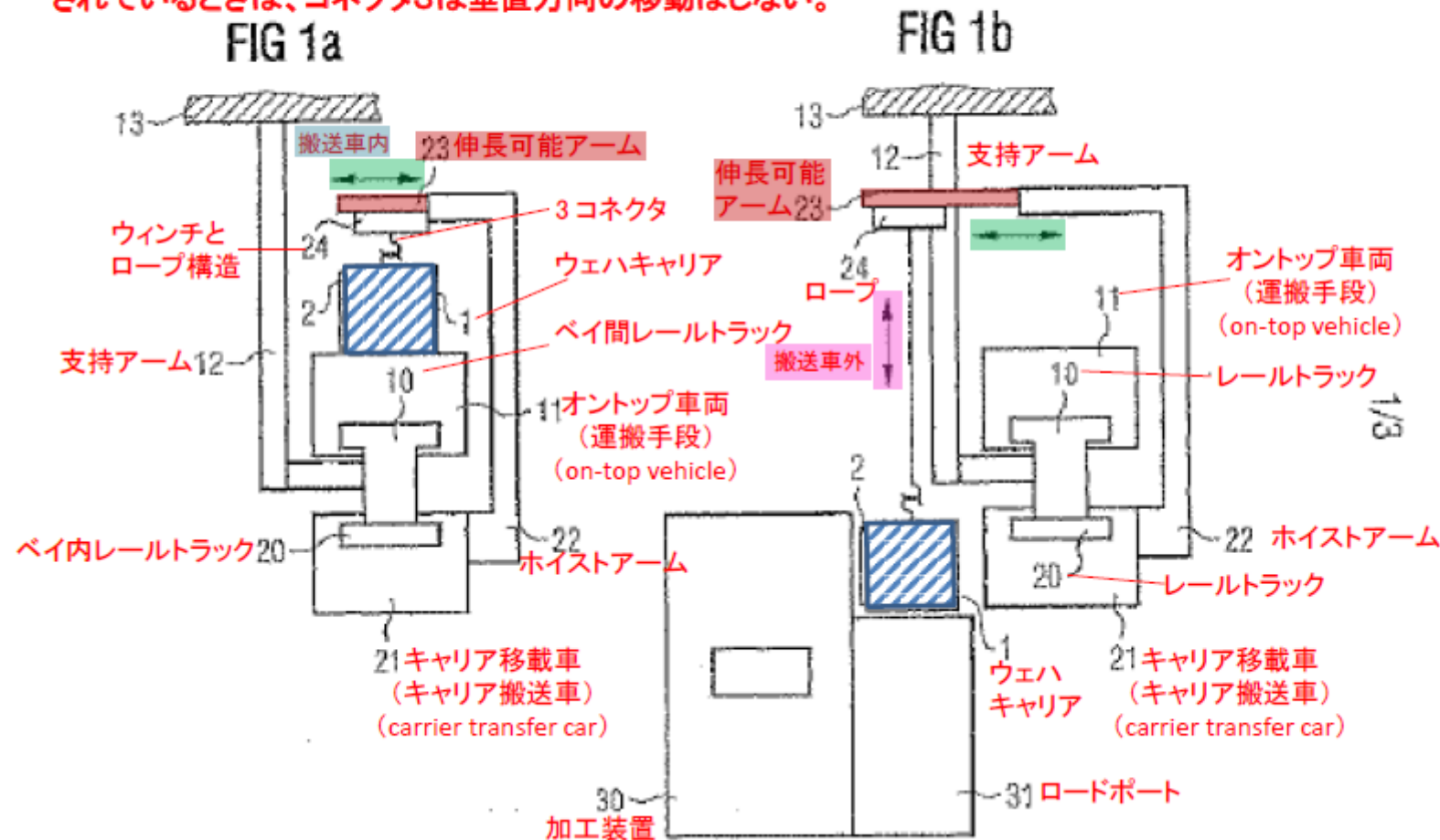
第2.2 拒絶審決(不服2013-7294)の副引用例(甲1)

⇒地上を走行し、横のロードポートに移載する。

甲第1号証、FIG 1a、1b

“棚との関係で物品の出し入れに不可欠な微小移動”は、本件発明でいうところの“垂直移動”に相当しない。(無効2012-800048審決、甲22)

※ウェハキャリアがオントップ車両11の上面に配置されているときは、コネクタ3は垂直方向の移動はしない。



第2. 拒絶審決(不服2013-7294)

3. 拒絶審決における、容易想到性の論理付け

「刊行物2発明における、移動体3の把持具3dが下降し、物品載置台11に載置された物品Bへ到達して物品Bを取り出す構成に代えて、物品載置台11が移動体3の横幅方向に固定された固定棚構造のものであれば、当然ながら横幅方向へ移動可能な保持部用移載手段を採用することは容易に想到することができ、また、垂直方向移動と横幅方向移動を兼ね備えたものも容易に想到し得る」

＋刊行物2(甲2)には、別の実施例に、固定棚に物品Bを水平移動する実施形態が開示されており、動機付けもある。

⇒甲2における別の実施例を考慮して、「甲2発明の揺動棚を固定すれば、搬送車からの水平移動は容易想到」と判断した。

第3. 原告主張の審決取消理由(「容易想到性の判断」～主引用例(甲2)の技術的意義)

1. 結論(まとめ)

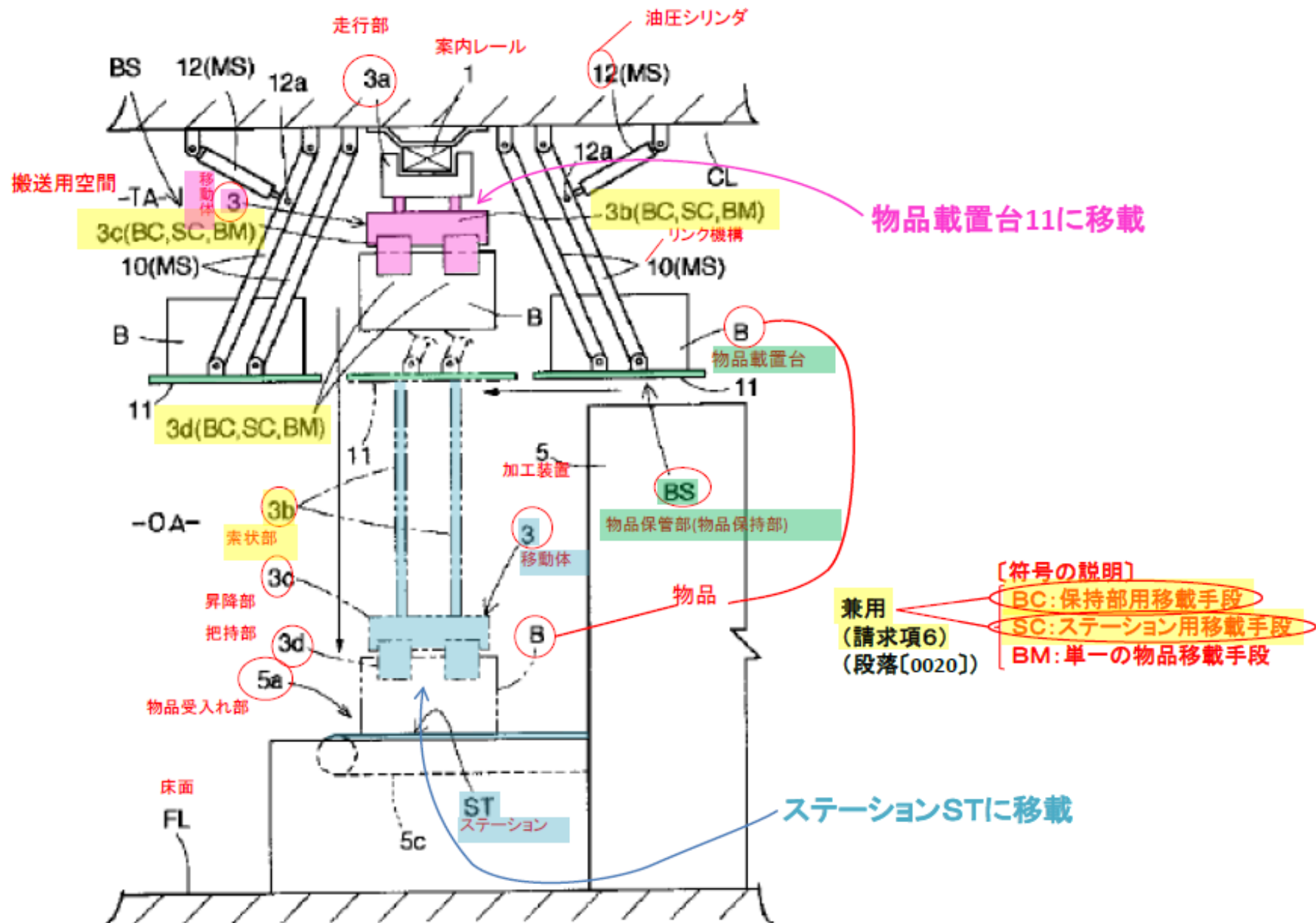
⇒拒絶審決の「揺動棚を固定すれば、・・・」という前提自体が、容易想到でない。

※審決は、そもそも、甲2発明において「揺動棚を固定」することの容易想到性について、何も説示していない。

※甲2の別実施例に、固定棚に物品Bを水平移動する実施形態が開示されていることを考慮しても、垂直方向移動と横幅方向移動を兼ね備えたものは、容易に想到し得るものではない。

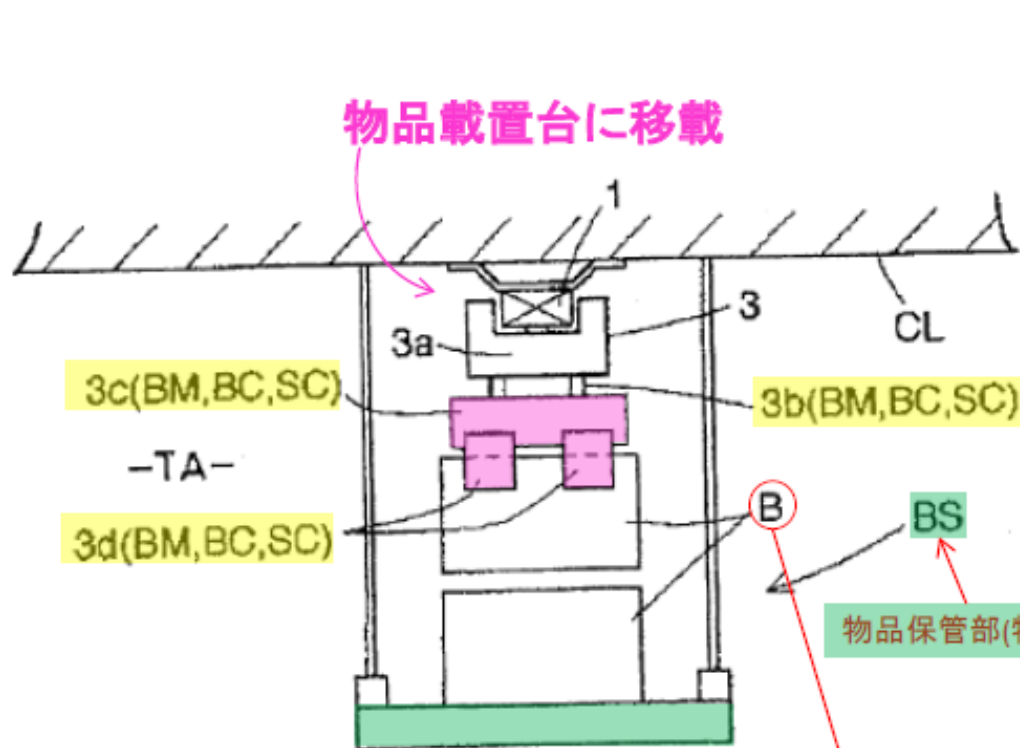
※甲2発明は、「搬送車」から「加工装置」への移載と、「棚」への移載を単一の移載手段で兼用することにより、設備全体として一層の構成の簡素化を図った発明である。⇒動機付けなし。

第3. 2 拒絶審決(不服2013-7294)の主引例(甲2) 甲第2号証、図1及び図3: 垂直移動タイプ①～水平揺動棚(甲2発明)



第3. 2 拒絶審決(不服2013-7294)の主引例(甲2)

甲第2号証、図16及び17:垂直移動タイプ②～固定棚



【図16】

垂直移動タイプで「固定棚」を採用することも可能である。
この場合、固定棚を移動体3の真下に設ければ、既存の
「ステーション用移載手段(SC)」を「保持部用移載手段(BC)」
としても兼用できる。

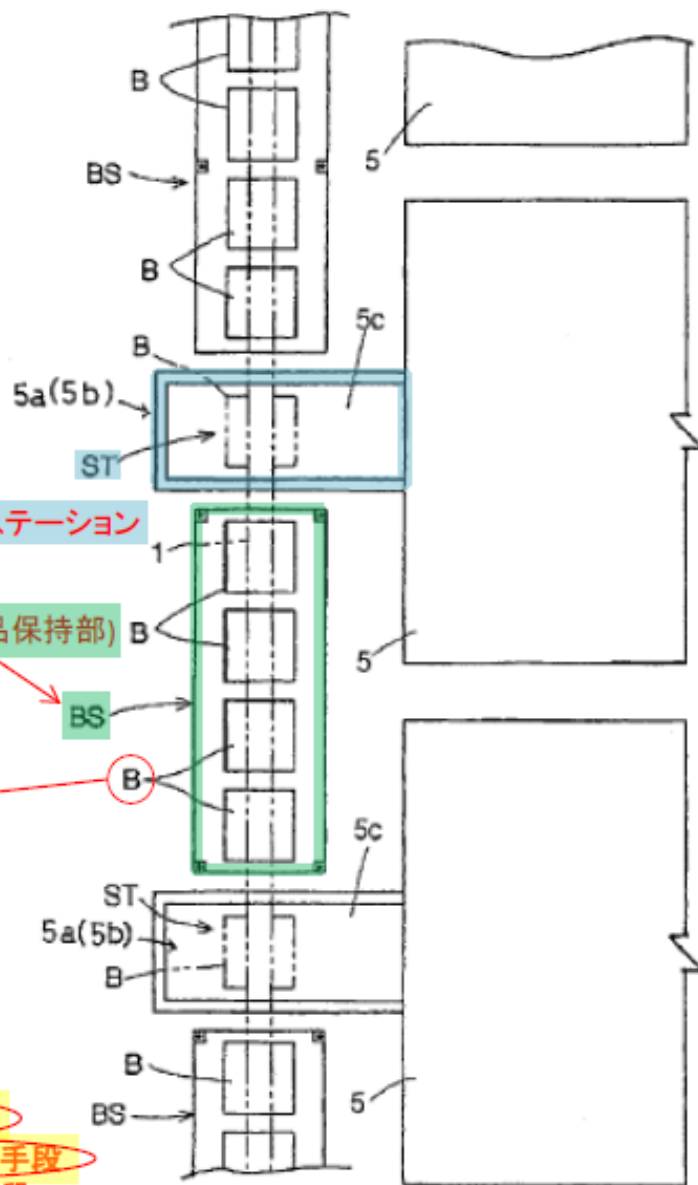
兼用
(請求項6)
(段落[0020])

【符号の説明】

BC: 保持部用移載手段

SC: ステーション用移載手段

BM: 単一の物品移載手段

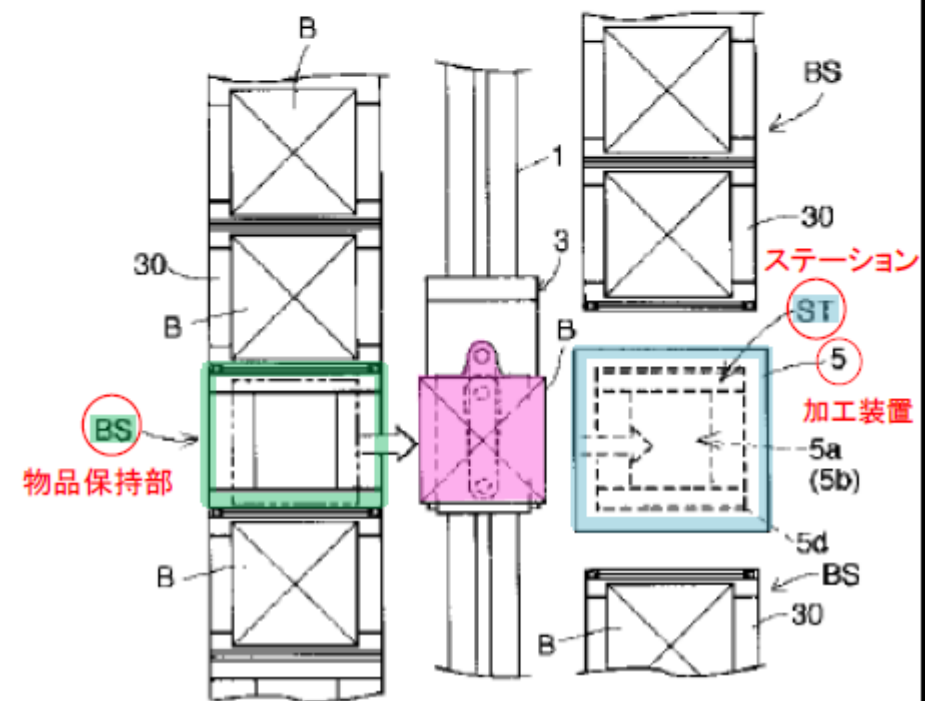
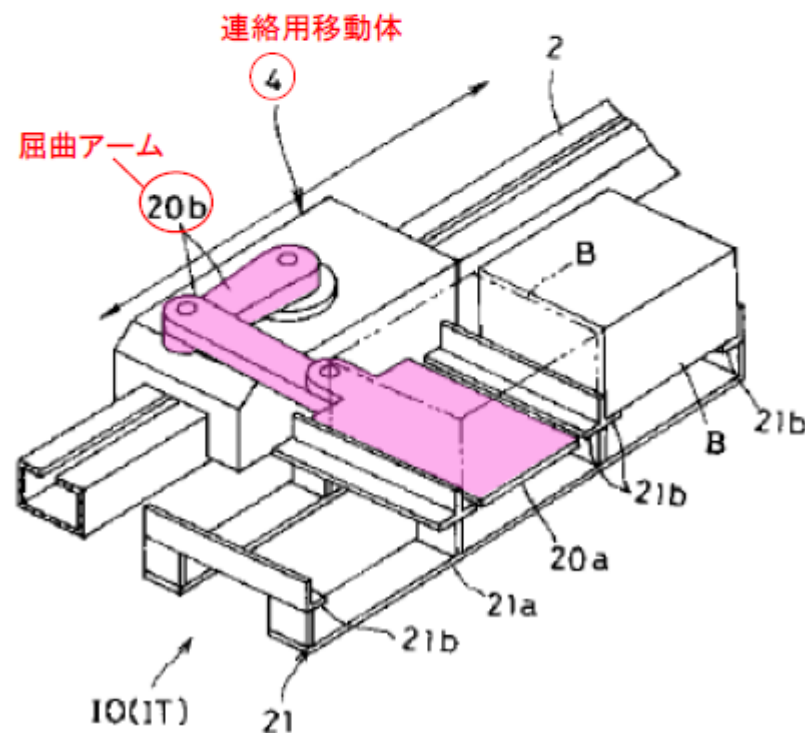
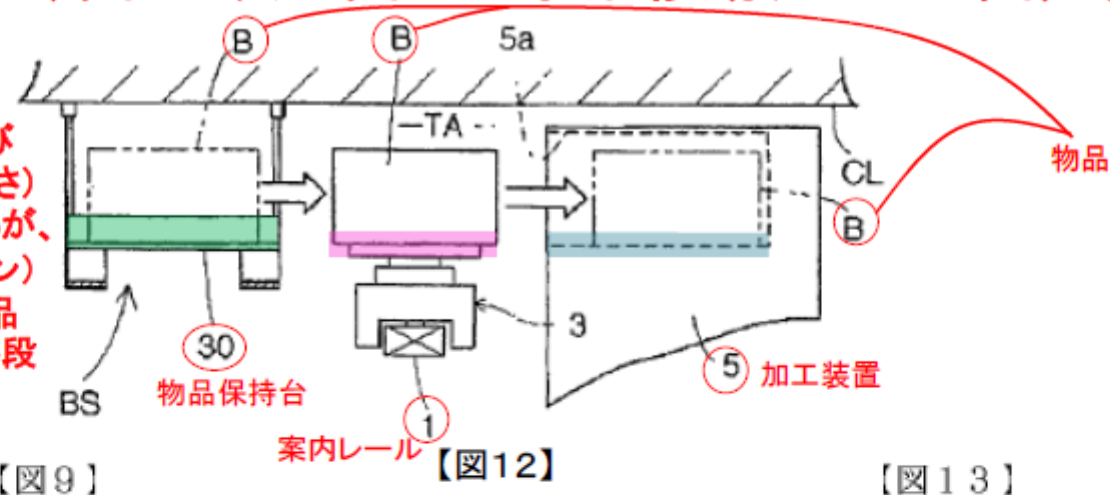


【図17】

第3. 2 拒絶審決(不服2013-7294)の主引例(甲2)

甲第2号証、図9、図12及び図13:水平移動タイプ～固定棚

物品保持台30、移動体3及び加工装置5が同じレベル(高さ)にあるので、屈曲アーム20bが、加工装置5のST(ステーション)に水平移載する手段を、物品保持台30に水平移載する手段とを兼用できる。





第3. 2 主引用例(甲2)の技術的意義

※甲2発明の特徴

既存のオーバーヘッドホイスト搬送システムに、「水平揺動棚」を追加(新規)。
⇒既存のシステムの「ステーション用移載手段(SC)」を、「保持部用移載手段(BC)」としても兼用できる。

※阻害事由

甲2発明の「水平揺動棚」を移動体3の横幅方向で固定すると、
⇒2つの移載手段(SC及びBC)を兼用できなくなる
⇒必要性・動機付けを欠き、阻害事由がある。

単一の物品移載手段BM ┌ 保持部用移載手段BC(物品保持部BSとの間)
└ ステーション用移載手段SC(ステーションSTとの間)

第3.3 その他

①「二者択一」論の否定 ⇒ 判決も同旨

(特許庁の主張)

甲2発明において、「①物品載置台11が移動体3の真下に移動(揺動)してきて、それに向かって把持具3dが垂直方向に降下する」構成と、「②物品載置台11が移動体3の側方に存在し、それに向かって把持具3dが水平方向に移動すること」とは、“二者択一”であるところ、後者を採用することは容易である。

(特許出願人の主張) ⇒ 判決も同旨

甲2発明は①の構成である以上、あえてこれを②の構成に変更することの容易想到性を判断しなければ結論に至らない。

⇒ ①又は②の「二者択一」ではない。

第3.3 その他

②甲2発明の“2段階”構成簡素化 ⇒ 判決も同旨

⇒「構成の簡素化」は請求項4記載の発明で既に達成された旨の主張に対する反駁

【請求項4】前記移動体に、前記物品保持部との間で、物品を移載するための保持部用移載手段が設けられている請求項1～3のいずれか1項に記載の物品搬送設備。

【請求項6】前記保持部用移載手段と前記ステーション用移載手段とが、単一の物品移載手段にて兼用される状態で設けられている請求項5記載の物品搬送設備。

【0007】・・・請求項4記載の構成を備えることにより、物品保持部と移動体との間で物品の移載を行う保持部用移載手段が移動体側に設けられている。このような物品搬送設備では、一般的に、移動体の数に較べて物品保持部の数の方が多数となる場合が多いので、その移載手段を物品保持部側に設ける場合に較べて、必要となる移載手段の数が少なくて済み、設備全体として構成の簡素化を図ることができる。

【0008】・・・請求項6記載の構成を備えることにより、移動体に備えられた単一の物品移載手段が、物品保持部と移動体との間並びにステーションと移動体との間での物品の移載を行い、保持部用移載手段としての機能とステーション用移載手段としての機能とを併せ持つものとなるので、一層の構成の簡素化を図ることができる。

第3.3 その他

③甲2発明の有効性が争われた、平成25年(行ケ)第10272号判決の指摘

別件判決は、「本件訂正前の本件明細書の実施例には、物品保持台30が案内レール1の脇に設けられた構成(図12)が含まれていたのに、本件訂正によってこれが削除されたことを根拠として、物品保持台(物品載置台)を案内レールの直下に設ける構成(図16の実施形態)は、これを案内レールの脇に設ける構成からの設計変更にすぎず、独自の技術的意義がなく、同構成を想到することは 当業者が容易に想到することができた」という無効審判請求人の主張に対し、無効審判対象である甲2発明の解釈として、「**図12は、ステーションと案内レールが併設されている場合の構成**であり、本件訂正発明1とはその前提が異なる。そして、ステーションが搬送用空間の下側の別の空間にあるという構成においては、**物品載置台を案内レールの脇に設けた場合には、移動体と物品載置台の間の物品の移載は左右方向の動きによることとなり、上下関係にあるステーションと移動体との間の物品の受渡しと単一の移載手段を兼用することもできない**のであるから、案内レールの直下に物品載置台を設ける構成の方が、移載手段が簡素化されることは明らかである。したがって、物品保持台(物品載置台)を案内レールの直下に設ける構成には、独自の技術的意義がないとの原告の主張は理由が・・・ない。」と判示した。

⇒別件判決も、甲2発明が「垂直移動タイプ」と「水平移動タイプ」を峻別して理解し、且つ、移載手段の兼用を発明のポイントとして重視したことを指摘した。

第4. 平成26年(行ケ)第10149号判決の抜粋

2 取消事由2(刊行物1事項の認定の誤り及びこれに基づく相違点1の容易想到性判断の誤り)について

(1) 刊行物2発明に、把持具を水平方向に移動する構成を適用することについて審決は、刊行物2発明の昇降部3cについて、刊行物1事項の構成を適用し、把持具3dと共に水平方向に移動させる構成とすることは、当業者が容易に想到し得ると判断したものである。

ア しかし、前記1(2)ア及びイのとおり、刊行物2記載の発明は、物品保持部を、搬送用空間に配置することで、搬送用空間以外の「別の空間」における物品保持スペースを可及的に低減させることを可能とするだけではなく、移動体と物品保持部との間及び移動体とステーション(加工装置)との間の物品の各移載手段をいずれも移動体側に備え、さらに、これら双方の移載手段を単一の物品移載手段で兼用することにより、設備全体として一層の構成の簡素化を図ることができるものとするものである。

そして、第1実施形態(刊行物2発明)は、移動体と物品保持部との間及び移動体とステーションとの間の物品の移載手段を兼用する単一の物品移載手段BMを、物品を「昇降移動」させて移載を行う構成とし、移動体3と加工装置5との間の物品の移載は、加工装置5(ステーション)を床面に設置して、物品移載手段BMで物品Bを移動体3の直下の加工装置5の物品受入れ部5a及び物品払出し部5bに昇降移動させることにより行うとともに、移動体3と物品載置台11との間の物品の移載は、加工装置5との間の物品の移載の際には移動体3の走行経路の側脇に引退している状態にある物品載置台11を移動体3の直下に揺動移動させて、物品移載手段BMで物品Bを移動体3の直下の物品載置台11に昇降移動させることにより行うというものである。

なお、刊行物2には、第1実施形態以外に複数の実施例が記載されているが、いずれも、移動体と物品保持部との間及び移動体とステーション(加工装置)との間の物品の各移載手段をいずれも移動体側に備え、これら双方の移載手段を単一の物品移載手段で兼用するものである。上記実施例のうち、物品移載手段が物品を移動体横幅方向に移動させて移載を行う構成とする実施例(段落【0035】、図12、13。図12、13は、別紙のとおり)においては、物品Bを保持して移動体3が走行する案内レール1の一方の脇(移動体横幅方向の位置)にステーションSTが、ステーションSTの設置個所を除く案内レール1の両脇(移動体横幅方向の位置)に物品保持部BSが配置され、移動体とステーションSTとの間での移載及び移動体と物品保持部BSとの間での移載を、昇降動作(物品Bの上下方向への移動)ではなく、物品Bの移動体3の横幅方向への移動により行う実施形態も記載されているが、双方の移載手段を単一の物品移載手段で兼用するという点では、第1実施形態(刊行物2発明)と共通である。

イ 以上によれば、刊行物2発明は、移動体と物品保持部との間及び移動体とステーション(加工装置)との間の物品の各移載手段を、単一の昇降移動手段で兼用し、構成の簡素化を図ることをその技術的意義とするものである。一方、相違点1に係る本件発明の構成は、オーバーヘッド搬送車からその真下に位置する処理加工治具ロードポートへは、オーバーヘッド搬送車の移動ステージ下方に取り付けられて物品を把持するホイスト把持部が下降して、物品を移送するが、オーバーヘッド搬送車の側方に配置される固定棚へは、ホイスト把持部が移動ステージによって固定棚の上方へ水平方向に移動させられてから下降して、物品を移送するものであり、移動体側に物品の昇降移動と横幅移動の双方の手段を兼ね備え、ロードポートと固定棚への物品移載手段を互いに異なる動作で行うものであり、単一の昇降移動手段で兼用しているものではない。そうすると、刊行物2発明において、把持具が昇降移動する構成に加えて、水平方向に移動する構成を適用し、物品載置台及び加工装置へ異なる移動手段で物品を移載するという相違点1に係る構成とすることは、刊行物2発明の技術的意義を失わせることになる。そして、そもそも刊行物2発明においては、物品載置台11が揺動移動する構成となっており、移動体3の直下に位置することが可能であるため、物品移載手段BMの把持具3dは昇降移動のみで物品載置台11との間の物品の移載が可能となるにもかかわらず、あえて把持具3dを 19 水平方向に移動させる構成を追加する必要性がなく、そのような構成に変更する動機付けがあるとは認められない。